

土木系工事における現場環境改善費の運用について ～お知らせ～

令和8年5月
周南市

周辺住民への配慮及び一般住民への建設産業の広報活動、建設工事従事者の作業環境の改善を行うために実施する現場環境改善費について、山口県に準じて以下のとおり運用しますのでお知らせします。

1 対象工事

市が発注する土木系工事のうち、すべての屋外工事を対象とします。

ただし、工事内容により実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とします。

2 適用基準日

令和8年6月1日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用します。

3 実施方法

原則として当初設計からは計上せず、変更設計により計上するものとします。

なお、内容については山口県が定める「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」を参照してください。

(山口県技術管理課 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>)